

標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて

1 標準利用期間について

以下の障害福祉サービスについては、標準利用期間が設定されています。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、障害支援区分審査会の個別審査を経て、必要と認められた場合に限り、更新が可能となります。

サービス種別	標準利用期間	標準利用期間 延長の場合	備考
自立訓練 (機能訓練)	1年6か月間 (頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する 状態にある場合は3年間)	最長1年間	延長は原則1回 更新の可否については 審査会で判断
自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型自立訓練を含む	2年間 (長期入院その他これに類する状態にある場合は 3年間)	最長1年間	
就労移行支援	2年間		
就労移行支援 (養成施設)	3年間または5年間 (あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう 師の資格取得を目的とする養成施設を利用した 場合)	最長1年間	
自立生活援助	1年間	1年間 (更に更新可)	更新の可否については 審査会で判断
地域移行支援	6か月間	最長6か月間	
就労定着支援	就職6か月後～3年間利用可能	延長なし	

2 標準利用期間を超えてサービスが必要な場合について

標準利用期間を超えてサービスを利用する場合は、「日中に通所する場所が必要」「利用者相互の関わりが必要」などといったサービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない固有の理由が必要となります。

既に一般就労している方でも、短時間就労等の理由により、上記のサービスを利用している場合は、標準利用期間を超える更新はできません。

3 標準利用期間を延長するための判断基準(1~5を全て満たしていること。)

1	利用者が当該サービスの利用延長を希望していること
2	これまでの支援内容が適切なものと認められること 【確認ポイント】 - 支援の内容, 頻度等が適切なものであったか - 利用者のステップアップが認められるか - 段階に応じた支援計画の見直しまたは定期的な見直しが行われているか - 関係機関や企業等との連携が認められるか
3	標準利用期間の範囲内に支援が完了しなかったやむを得ない理由があること 【やむを得ない理由の例】 - 利用者の傷病等により支援が中断した - 実習受入れ先等とのトラブルにより支援が中断した - 家庭の事情等により一時的に支援が中断した - 一般就労へ向けてより高度な知識・技能の習得が必要となった - 災害等が発生し, 被災するなど何らかの影響を受けた - 生活環境の大幅な変化により支援が中断した, または個別支援計画の方針が大幅に変更となった
4	今後の個別支援計画について, 利用者本人の希望や意欲などを勘案し, 目標の達成が可能で具体的な支援内容となっていること 【確認ポイント】 - 延長期間中の実習先が決まっているか - 就職面接を控えているか - 標準利用期間中に障がい者合同面接会に参加したか
5	延長が必要な期間が適切に設定されていること 【確認ポイント】 個別支援計画案における支援内容や支援目標は, 延長に必要な期間として妥当か

4 標準利用期間延長の手続について

(1) 更新案内

サービス有効期間終了の約3か月前に対象者へ更新案内通知文と支給申請書を送付します。

(2) 標準利用期間延長のために審査会で必要となる書類

①標準利用期間を超えるサービス利用に関する理由書(村指定様式)

※東海村ホームページに掲載。

②現在の個別支援計画の写し(任意様式)

③利用期間延長に係る個別支援計画(案)(任意様式)

④直近3か月のサービス提供実績記録票

(3) 提出期限

サービス有効期間終了の3か月前までに村に必要書類を提出してください。書類の提出がない場合はサービス更新をしないものとみなし, 審査会の個別審査やサービス支給決定は行えないので御留意ください。

【標準利用期間を超える支給決定の取扱いについて】

